

## 第2回入間市地域公共交通事業者分科会

平成29年6月8日(木) 15:00-16:00

埼玉運輸支局

### <出席者>

埼玉運輸支局専門官 森様

交通事業者分科会：西武ハイヤー 藤原様、丸大観光 関根様、松葉交通 松原様

事務局：都市計画課 藤田副参事、大野

### <議題>

平成30年1月のワゴン型車両運行開始を目指すにあたって運行事業者が取得するべき免許について埼玉運輸支局森専門官へ伺いました。

#### ●基本的な考え方

##### ①10人以下の車両の場合

→道路運送法21条（貸切及び乗用旅客運送事業者）に基づき運行

##### ②11人以上の車両の場合

→道路運送法4条（一般乗合旅客自動車運送事業）に基づき運行

#### ●各事業者が保有する免許

- ・丸大タクシー → 「乗用免許」
- ・松葉交通 → 「乗用免許」
- ・西武ハイヤー → 「乗用免許」

☆実証運行とは

本格運行に向けて、データを収集し、様々な問題を解決しながら、運行コース及びバス停の位置の修正、改善策の検討を行う。

#### ●森専門官の意見

・実証運行は道路運送法21条の免許で申請し、期間中、のりこぼしが無く、10人以下の車両で運行可能であれば、本格運行も道路運送法21条の免許で対応をしていくことが妥当。